

事 務 連 絡 平成27年4月30日

関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。

保 医 発 0 4 3 0 第 1 号 平 成 2 7 年 4 月 3 0 日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成27年5月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のⅡの058(3) ⑬イ中ivをvとし、ⅲの次に次のように加える。 iv ポーラス状の純チタンによる表面加工がなされていること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後 行 (別表) (別表) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11 Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~057 (略) 001~057 (略) 058 人工膝関節用材料 058 人工膝関節用材料 (1) (略) (1) (略) (2) (略) (2) (略) (3) 機能区分の定義 (3) 機能区分の定義 ①~① (略) ①~① (略) ③ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用(Ⅲ) ① 膝蓋骨材料·膝蓋骨置換用 (Ⅲ) 次のいずれにも該当すること。 次のいずれにも該当すること。 ア (略) ア (略) イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下 イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下の のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法 いずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承 承認事項又は認証事項に明記されていること。 認事項又は認証事項に明記されていること。 i~iii (略) i ~iii (略) iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによ iv ポーラス状の純チタンによる表面加工がなされていること。 る架橋処理が施されていること。 v 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによ る架橋処理が施されていること。 (14)、(15) (略) (14)、(15) (略) 059~186 (略) 059~186 (略)